

留守家庭児童会 延長預かり申込案内（令和4年度）

留守家庭児童会「城山学級」に入会している児童で、午後6時～午後7時の延長預かりを希望する場合、利用の申込みが必要です。長期の利用を希望される方は、延長預かり利用申込書にご記入のうえ、留守家庭児童会もしくは健康福祉課へご提出ください。

◇対 象

留守家庭児童会入会児童

◇利用条件

- ①保護者の就労などのため、午後6時までの迎えが困難な家庭
- ②午後7時までに迎えに来ることができる家庭

◇場 所

留守家庭児童会（早島児童館内）

◇種 別

<長期利用>

- ・利用決定を受けた月は何度でも延長利用ができます。
- ・利用希望月の前月15日までに「延長預かり利用申込書」を提出し、「延長預かり承諾通知」を受け取って下さい。
- ・利用を辞める場合も前月15日までに「長期延長取りやめ届」を提出してください。
- ・審査の結果、延長利用が必要であると認められた場合のみ延長利用できます。

<随時利用>

- ・利用したい日のみ延長利用ができます。
- ・急な用事などで延長利用を希望する場合は、午後6時までに城山学級に電話等で連絡し、利用を申し込みます。申込書の提出は不要です。

◇保 育 料

<長期利用> 児童1人につき月額3,500円

<随時利用> 児童1人につき日額 500円

◇その他

- ・長期利用の延長保育料は、通常の保育料と一緒に引き落とされます。
- ・随時利用の延長保育料は、利用月の翌月にお渡しする納付書でお支払いください。
- ・延長保育料は減免の対象となりません。
- ・長期利用で決定を受けた月は、利用回数に関わらず延長保育料（月額3,500円）がかかります。
- ・城山学級の入会時に提出された勤務証明の勤務内容に変更がある場合は、再度勤務証明を添付して手続きをしてください。
- ・延長預かりでは、おやつはありません。

問い合わせ先 留守家庭児童会 483-2358
（早島児童館内）
早島町健康福祉課 482-2483